

地方財政と地方交付税の 確立に関する提言（案）

平成 22 年 7 月 2 日
全 国 知 事 会
（地方交付税問題小委員会）

目次

I	地方財政と地方交付税について	1
1	成長戦略の確実な実施	1
2	プライマリーバランスの黒字化は国こそが取り組むべき財政健全化の目標	1
3	地方の財政運営への配慮	2
(1)	厳しい地方財政状況を踏まえた地方財政への配慮	2
(2)	地方交付税は地方の固有財源	2
4	地方交付税の復元・増額と地方一般財源総額の確保	2
(1)	地方交付税の復元・増額	2
(2)	地方一般財源総額の確保	3
5	地方税制度の抜本強化	3
6	国と地方の協議の場における地方の意見の反映	3
II	平成 23 年度地方財政対策に向けて	4
1	地方財政計画の拡充	4
(1)	地方財政規模・地方一般財源の増額	4
(2)	地方の課題に対応するための歳出の増額	4
(3)	経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定	5
(4)	国の制度創設等に伴う地方負担への確実な財源措置	6
(5)	地方の実情の適切な反映と予見可能性の向上	7
2	地方交付税の復元・増額	7
(1)	基準財政需要額の適切な積み上げ	7
(2)	交付税原資の充実	8
3	地域主権改革に当たっての適切な措置	9
(1)	一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置	9
(2)	権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置	9
(3)	国の出先機関改革における財源の確保	9
(4)	義務付け・枠付けの見直しの推進	9
(5)	地方環境税の創設等自動車関係諸税の見直しにかかる地方財源の確保	10
4	特別交付税の確保	10
III	地方財政制度の抜本強化	11
1	地方税体系の充実強化	11
(1)	国・地方を通じた税体系の見直しに係る国民的議論	11
(2)	国と地方の税源配分 5 : 5 の実現	11
(3)	所得・消費・資産のバランスがとれた税体系の構築	11
(4)	消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充	11
2	地方共有税の早期具体化	11

I 地方財政と地方交付税について

1 成長戦略の確実な実施

- ・「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を実現し、平成 32 年度までの平均で名目 3%（実質 2%）を上回る成長を達成するためには、まず経済を立て直すことが不可欠であることから、地域の活力・創意工夫を引き出す施策など、迅速かつ的確な新成長戦略の施策化を展開すべき。
- ・このため、平成 23 年度予算において必要となる政策パッケージを確実に盛り込めるよう早急に具体的な道筋を示すべき。

＜最近の経済状況と新成長戦略における 2020 年（H32）目標値＞				
	H19 年	H21 年	→	目標：H32 年
○GDP（名目）成長率	+0.9%	△3.7%	新成長戦略の実現	3.0%（平均）
○GDP（名目）	516 兆円	476 兆円		650 兆円
○失業率	3.8%	5.2%		3%台

2 プライマリーバランスの黒字化は国こそが取り組むべき財政健全化の目標【図表 1, 2】

- ・地方は、国の定める税財政制度の枠組みのもとでの財政運営を強いられる中、社会保障関係経費の増嵩に対応するため、投資的経費を含む地方一般施策のための経費、人件費等において国を上回る歳出削減を行い、プライマリーバランスを黒字傾向としてきた。
- ・財政再建の指標として、国・地方を通じたプライマリーバランスを黒字化するとされているが、地方は既に黒字基調である。国の赤字を、断じて地方に付け替えることなく、まずは国家公務員の定員削減や給与カットなど、国の歳出削減を図ることにより、国のプライマリーバランスを黒字化すべき。

＜プライマリーバランスの推移＞									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	⑳-㉑
○地方	▲1.3	▲0.4	1.1	2.5	3.4	3.8	1.5	▲0.1	+1.2
○国	▲19.6	▲19.0	▲16.0	▲11.2	▲4.4	▲5.1	▲13.1	▲23.7	▲4.1

（単位：兆円）

＜主な国・地方の財政指標＞				
	【国】（H15→H22）		【地方】（H15→H22）	
○歳入歳出総額	81.8	→ 92.3	(+10.5)	86.2 → 82.1 (▲4.1)
○社会保障関係経費	19.0	→ 27.3	(+8.3)	6.8 → 12.9 (+6.1)

（単位：兆円）

＜歳出削減に向けた地方の取組＞				
	【国】（H13→H21）		【地方】（H13→H21）	
○一般行政職員数の比較	53.0 万人	→ 51.8 万人	(▲1.2 万人、 ▲2.3%)	111.4 万人 → 95.5 万人 (▲15.9 万人、 ▲14.3%)
○ラスパイレス指数				100.5 → 98.5 (▲2.0)

3 地方の財政運営への配慮【図表 3】

(1) 厳しい地方財政状況を踏まえた地方財政への配慮

- ・地方税収の落込み等により、平成 22 年度の財源不足額が過去最高となる約 18 兆円になるなど、地方財政の財源不足が常態化し、巨額の臨時財政対策債等の発行、基金の取崩しによる対症療法でしのがざるをえない状況にある。
- ・こうした状況を踏まえ、財政運営戦略において「地方財政の安定的な運営」として記述されたとおり、「国は地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」との原則を遵守すべき。

<財源不足額の推移>

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○財源不足額（兆円）	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（%）	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

(2) 地方交付税は地方の固有財源

- ・国の「歳出の大枠」となる「基礎的財政収支対象経費」に地方交付税が含まれたが、地方交付税は、基本的に、国税 5 税の一定割合を基礎として、その総額は地方の標準的な歳入、歳出の差に基づき客観的に決定される地方の固有財源であることから、国の裁量により減額されるべきものではない。

<交付税率>

[所得税及び酒税の 32%、法人税の 34%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%]

4 地方交付税の復元・増額と地方一般財源総額の確保

(1) 地方交付税の復元・増額

①地方財政基盤の確立には地方交付税の充実が不可欠【図表 4】

- ・47 都道府県の約 7 割（32 団体）は、歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回っており、地方の財政基盤は地方交付税に大きく支えられている。地方交付税が地方の財政運営に与える影響や地方交付税の性格を十分に踏まえ、その充実を図るべき。

[歳入に占める地方交付税の構成比が地方税の構成比を上回る都道府県数（H22 当初予算ベース）32 団体]

②地域間格差是正機能復元のための交付税の増額【図表 5】

- ・地域経済の地域間格差の拡大や深刻な地方財政の状況に鑑み、地方交付税の地域間格差是正機能を復元するため、地方交付税の総額を確保すべき。

<地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況（都道府県）>

	H15 年度	H20 年度	差
○地方税	0.58	0.58	0
○地方税＋交付税	0.97	0.84	△0.13

(注)1 人当たり地方税収の最多団体（東京都）を「1」として、都道府県の財政力格差を試算。

(2) 地方一般財源総額の確保【図表 6】

- ・「地方一般財源は、平成 23～25 年度は、22 年度水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。
- ・地方の財政需要は、国による新たな制度創設、少子高齢化などによる社会保障関係経費の自然増への対応、さらには、厳しい地方の経済・雇用状況、デフレギャップの解消、地域間格差の是正に向けた投資事業を含む地方の主体的な事業展開などにより増加傾向にある。
- ・地方一般財源の総額については、二度と三位一体改革の轍を踏まないよう、このように増嵩する地方の財政需要を適切に積み上げた地方財政計画を策定し、必要額を確実に確保すべき。

<主な地方財政指標の推移>				(単位：兆円)	
	H15 年度	H21 年度	H22 年度	②-⑮	②-①
○地方財政計画規模	86.2	82.5	82.1	△4.1	△0.4
○地方の社会保障関係費	6.8	11.0	12.9	+6.1	+1.9
○地方一般財源（税源移譲分除く）	58.4	55.9	56.3	△2.1	+0.4

5 地方税制度の抜本強化【図表 7】

- ・財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本改革に着手すべき。
- ・その際、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源の拡充という観点から、国・地方の税財源配分の在り方を見直すべき。
- ・また、社会保障など地方行政を安定的に運営するため、消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充など、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すべき。

<国・地方の社会保障の推計> (単位：兆円)				
	H19 年度	H23 年度	H27 年度	H27/H19
○国	21.9	26	30	+37%
○地方	15.3	18	21	+37%

6 国と地方の協議の場における地方の意見の反映

- ・今回の財政運営戦略は、閣議決定の前日に開催された国と地方の協議の場において議題とされないなど、地方意見を反映する手続きがとられなかったが、今後、このような事態は断じて認められない。
- ・中期財政フレームの見直しや地方財政対策の策定など、地方税財政の枠組みを決定する場合は、国と地方の協議の場において、事前にかつ十分な時間をもって協議を行い、地方の意見の反映に心掛けるべき。

II 平成 23 年度地方財政対策に向けて

1 地方財政計画の拡充

(1) 地方財政規模・地方一般財源の増額【図表 6】

- ・平成 22 年度の地方財政規模は、82.1 兆円で昨年度比△0.4 兆円となっている。
- ・歳入では、実質的な地方交付税は 3.6 兆円増額されたものの、地方税が 3.2 兆円減少したことから、地方一般財源は前年度比 0.4 兆円増にとどまった。
- ・歳出では、子ども手当の創設等に伴い、国庫補助経費の総額は 1.1 兆円増加したが、地方単独経費は、地域活性化・雇用等臨時特例費として 1.0 兆円増額されたものの、総額では△0.7 兆円となっている。
- ・さらに、三位一体改革の前である平成 15 年度と比較しても、依然として地方財政規模は 4.1 兆円、地方一般財源は 2.1 兆円、地方単独経費は 4.0 兆円減額となっている。
- ・このような状況を踏まえ、地方財政規模、地方一般財源、地方単独経費を増額すべき。

	＜地方財政計画額の増減＞			(単位：兆円)	
	H15 年度	H21 年度	H22 年度	㉒-⑮	㉒-㉑
○地方財政計画規模	86.2	82.5	82.1	△4.1	△0.4
○地方一般財源※税源移譲分除く	58.4	55.9	56.3	△2.1	+0.4
（うち実質的な地方交付税）	23.9	21.0	24.6	+0.7	+3.6
（うち地方税（特別譲与税を含む））	32.1	33.9	30.7	△1.4	△3.2
○地方歳出（国庫補助経費）	18.2	18.3	19.4	+1.2	+1.1
〃（地方単独経費）	26.1	22.8	22.1	△4.0	△0.7

(2) 地方の課題に対応するための歳出の増額

① 社会保障関係経費の確保【図表 8】

- ・国民健康保険、介護保険、生活保護等の国の制度のための社会保障関係経費の増加が、地方一般歳出が抑制される中、国を上回る給与カットや定数削減等の行革努力にかかわらず、地方単独経費等の他の経費を圧迫している。
- ・地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、全都道府県で実施している標準的行政サービスであるにもかかわらず地方財政計画に盛り込まれていない。
- ・こうした状態を踏まえ、地方において今後とも増嵩する社会保障関係費を適切に積み上げるべき。

		＜国と地方の一般歳出と社会保障関係経費の状況＞			(単位：兆円)
		H15 年度	H22 年度	H22-H15	
○地方	(一般歳出)	69.7	66.3	△3.4	
	(社会保障関係経費)	6.8	12.9	+6.1	
○国	(一般歳出)	47.6	53.5	+5.9	
	(社会保障関係経費)	19.0	27.3	+8.3	

(注) 地方は補助関連の地財ベース、国は当初予算ベース。

		＜主な交付税措置のない単独事業＞		
		H20 年度		
		地方決算額		
○乳幼児医療費補助金	1,429 億円	} 全都道府県 で実施	} 全市町村 で実施	
○ひとり親家庭医療費補助金	525 億円			
○障害者医療費補助金	2,367 億円			

②地域活性化・雇用等臨時特例費などの継続

- 平成 22 年度の地方財政計画において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などの特別枠については、地方の厳しい経済・雇用情勢に鑑み、必要な財政需要として地方財政計画に引き続き計上すべき。

＜H20・21 年度の経済・雇用等のための特別枠＞		
○H21 年度	地域雇用創出推進費	5,000 億円
○H22 年度	地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850 億円

③デフレギャップの解消に向けた投資事業の充実【図表 9】

- 公的資本形成は地方経済においても大きな役割を果たしているが、国の公共事業費とともに地方投資単独事業が大きく削減されている。厳しい地方の経済・雇用状況に鑑み、デフレギャップの解消に向け、投資事業量とその財源を確保すべき。

＜地方投資単独経費の推移＞					(単位：兆円)	
	H15年度	H21年度	H22年度	⑳-⑮(㉑/⑮)	㉑-㉒(㉑/㉒)	
○地方投資単独事業	14.9	8.1	6.9	△8.0 (46.3%)	△1.2 (85.2%)	
○国公共事業	8.1	7.1	5.8	△2.3 (71.6%)	△1.3 (81.7%)	

④緑の分権改革や交流人口拡大等による地域振興経費の拡大

- 緑の分権改革、維持・存続が危ぶまれる小規模集落への対応、定住自立圏構想など今後増加が見込まれる地域振興対策に必要な財政需要を適切に積み上げるべき。
なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げること。

○定住自立圏構想に係る特別地方交付税措置	中心市 4,000 万円、周辺市 1,000 万円
○地方再生対策費	4,000 億円

(3) 経済状況を踏まえた税収見込額の適正な算定【図表 10】

①決算額が見込額を大幅に下回る状況を踏まえ、適正に算定

- 平成 19～21 年度の地方税の決算額は、地方財政計画における税収見込額を大幅に下回り、結果として地方財源不足額への対策が不十分となったことを踏まえ、実態に即して税収を的確に見込むべき。

＜地方税収に係る地方財政計画と決算の差額＞				(単位：億円)
	H19 年度	H20 年度	H21 年度 (推計値)	
地財計画額 (A)	403,728	404,703	361,860	
決算額 (B)	395,273	388,715	346,373	
差額 (B-A)	△8,455	△15,988	△15,487	

②減収補てん債等による確実な財源措置

- ・地方税収が地方財政計画上の税収見込額を大幅に下回る場合、減収補てん債の対象税目の拡大を含め、財源を確保すべき。

＜減収補てん債の発行額（H20年度）＞（単位：億円）	
税目（都道府県分）	減収補てん債発行額
○法人税割	1,421
○法人事業税	5,819
○利子割	84

＜地方財政計画見込額と決算額の差額（H20年度）＞（単位：億円）			
税目	地財見込額(a)	決算額(b)	差額(b-a)
○地方消費税	25,155	24,741	△414
○配当割	1,103	558	△545
○株式等譲渡所得割	926	212	△714

(4) 国の制度創設等に伴う地方負担への確実な財源措置

①子ども手当等国の制度創設・改正に当たっての確実な財源措置【図表 11】

- ・平成 23 年度に本格実施する子ども手当は、対象や支給方法などの見直しを検討した上で、全額国費で負担すべき。また、子育て施策については、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が自主的に適切な対策をとるための必要な財源を措置すべき。
- ・国の制度創設・改正に当たっては、国と地方の協議の場において十分に調整するとともに、新たに生じる地方負担については、確実に財源措置すべき。

＜国の制度創設に係る必要財源＞	
国制度	必要財源額
○子ども手当	本格実施に必要な財源 5.4 兆円
○高校の実質無償化 (H22 年度)	約 4,000 億円（一部は普通交付税）
○インフルエンザワクチン接種 (H21 年度)	国負担分 450 億円 地方負担分 450 億円（特別交付税措置）

②直轄事業の維持管理負担金廃止に伴う地方交付税の確保

- ・直轄事業の維持管理負担金の廃止に当たっては、政府与党の公約に従い、地方交付税を減額せず、地方単独事業の充実などに活用すべき。
- ・平成 25 年度に整備負担金を廃止することを前提とした具体的な工程表を早期に示すべき。

＜民主党マニフェスト＞	
道路・河川・ダム等のすべての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約 1 兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない	

(5) 地方の実情の適切な反映と予見可能性の向上

①国と地方の協議の場

- ・「国と地方の協議の場」については、国が決めた方針を単に地方が事後承認する場とならないよう、地方の企画立案段階からの参画や、分野別の分科会の設置など、国と地方で実質的な協議ができる場とすべき。

②地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

- ・交付税の法定率を引き上げて3年間固定するといった制度改革を実現し、地方の予見可能性を高めるべき。

2 地方交付税の復元・増額

(1) 基準財政需要額の適切な積み上げ

①基準財政需要額の是正

ア 義務的経費の交付税算入不足の解消【図表 12】

- ・難病治療研究や病院事業繰出等の義務的経費において、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう地方交付税を増額すべき。
- ・なお、難病治療研究に係る国庫補助（国庫補助金の交付率が30%程度と原則の50%を大きく下回っている）のように、地方に多額の超過負担が生じているものについては、その早期解消を図るべき。

＜算入不足の主な事例＞

	算入不足額	算入不足率
○難病治療研究	393 億円	57.9%
○病院事業繰出	1,645 億円	68.1%
○生活保護	441 億円	6.7%
○警察給与	1,562 億円	7.7%
○義務教員給与	2,770 億円	8.6%
○公債費	19,007 億円	17.1%

(H20 都道府県決算)

イ 全国的に実施している事業の交付税算入

- ・地方公共団体において広範に実施されている、乳幼児医療、障害者等への医療費助成等は、標準的行政サービスとして新たに基準財政需要額へ反映すべき。

＜主な交付税措置のない単独事業＞

H20 年度 地方決算額		全都道府県 で実施	全市町村 で実施
○乳幼児医療費補助金	1,429 億円		
○ひとり親家庭医療費補助金	525 億円		
○障害者医療費補助金	2,367 億円		

ウ 国民の安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ【図表 13】

- ・道路橋りょうをはじめ国民の安全安心のための社会資本の老朽化に対応して必要な維持・整備費については、適切に基準財政需要に反映すべき。

＜建設後 50 年以上が経過した道路橋りょうの数＞

2010 年：約 3,600 箇所 (11%)	→	2030 年：17,800 箇所 (54%)
-------------------------	---	------------------------

(約 5 倍)

②特別の財政需要への適切な措置

ア 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な需要の確保

- ・条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる財政需要を適切に確保すべき。

イ 適切な事業費補正措置

- ・現行の事業費補正は、一時的に多額の経費を要する社会資本整備など、単位費用では的確に措置することが困難な事業について、実際の事業量に応じた財源措置をするための制度である。
- ・特に、道路、河川などの整備が遅れている団体が事業を重点的に進めていく場合や、財政力の弱い団体が学校建設のような地域に不可欠な事業を行う場合には、有効である。
- ・この様な状況を踏まえ、事業費補正は適切に措置すべき。

ウ 基金事業にかかる地方負担への適切な措置【図表 14】

- ・国の経済対策により設置した基金を活用した事業に伴う次年度以降の地方負担については、基準財政需要額に積み上げるべき。また、基金事業の終了後においても必要な事業の財源を、国において適切に確保すべき。

＜H20・21年度の補正予算で措置された複数年度の基金事業に伴う後年度の地方負担＞

○名称	○基金造成額	○地方負担額（年）
障害者自立支援対策臨時特例基金	650 億円	108 億円
安心こども基金	2,500 億円	1,000 億円
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,062 億円	177 億円
その他の基金	23,901 億円	0
計	約 2.8 兆円	約 0.13 兆円

③臨時財政対策債等の元利償還分の適切な積み上げ

- ・国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとして臨時財政対策債、補正予算債等の元利償還金については、確実に別枠として積み上げるべき。

＜臨時財政対策債償還額が公債費に占める割合＞（単位：億円）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
A 償還額	436	1,319	2,740	5,101	9,082	11,978	13,893
B 公債費	137,673	136,779	133,803	132,979	131,496	133,796	132,955
A/B (%)	0.3	1.0	2.0	3.8	6.9	9.0	10.4

(2) 交付税原資の充実

①法定率の引き上げ【図表 3】

- ・常態化している地方財政収支の財源不足に対しては、国・地方を通じた税体系を抜本的に見直すとともに、地方交付税法第6条の3に則り法定率を引き上げ、抜本的に解決すべき。

＜財源不足額の推移＞

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
○財源不足額（兆円）	17.4	14.1	11.2	8.7	4.7	7.5	13.4	18.2
（財源不足の地財計画総額に対する割合）（%）	20.2	16.7	13.3	10.5	5.7	9.0	16.3	22.2

②臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営【図表 15】

- ・臨時財政対策債が大幅に増加している。今後、臨財債の償還が本格化することに伴い、他の基準財政需要が圧縮されることなく必要な交付税総額が確保できるよう交付税原資の充実を図るべき。
- ・臨時財政対策債は、人口、面積等地方の実情に応じて適切に配分すべき。

＜臨時財政対策債の発行額の推移＞		（単位：兆円）							
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
A	臨財債発行額	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1	7.7
B	実質的な交付税額	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0	24.6
	A/B (%)	24.7	19.9	15.9	15.4	14.6	15.4	24.3	31.3

③財源不足に対する別枠加算等による適切な措置

- ・交付税の法定率の引上げ等により財源不足が抜本的に解消されるまでは、財源不足対策として、国の一般会計からの別枠加算など適切な財源対策を実施すべき。

（単位：億円）		
	H21年度	H22年度
○平成21年度財務・総務両大臣覚書に基づく特別加算	10,000	5,000

3 地域主権改革に当たっての適切な措置

(1) 一括交付金化に当たっての地方負担分の確実な措置

- ・ひも付き補助金の一括交付金化に当たっては、必要な事業量を確保した上で、現行制度において地方交付税で措置されている地方負担分を含めた事業費全体に係る地方財源総額を確保すべき。

(2) 権限移譲に当たっての地方への確実な財源措置

- ・地方への権限移譲については、必要となる財源を確実に措置すべき。特に、道路、河川など権限移譲に当たっては、恒久的な財源が措置されるまでの時限的措置として、国直轄事業と同じ国負担率の交付金等を創設するとともに、その総額を確保すべき。

(3) 国の出先機関改革における財源の確保【図表 16】

- ・国出先機関改革に伴う地方負担額については、将来的には一般財源で措置すべきであるが、移行時期においては、地方が箇所付け、基準設定等を担うことができるよう配慮した上で、交付金等の特定財源で確実に措置すべき。

(4) 義務付け・枠付けの見直しの推進

- ・実質的に地方の自由度が高まるよう、関連する補助金の一般財源化や補助要件の見直し等を並行して実施すべき。
- ・義務付け・枠付けが見直される場合でも、必要な事業を地方の実情に応じて実施できるよう、適切に財源を措置すべき。

(5) **地方環境税の創設等自動車関係諸税の見直しにかかる地方財源の確保【図表 17】**

- ・平成 22 年度税制改正大綱において、地球温暖化対策にかかる地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税と併せて、化石燃料や自動車に対する地方税の創設など地方の財源を確保する仕組みとして地方環境税を検討することが明記された。その具体化については、国と地方の協議の場の活用や政府税調への地方の参画などにより、地方意見を十分に反映するための協議を行うべき。

4 **特別交付税の確保**

- ・災害、新型インフルエンザ、家畜法定伝染病の発生等限定的な地域において生じた予測しがたい財政需要の中で、本来、国が負担すべき経費については国費で措置すること。その上で、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要について、特別交付税で措置すること。
- ・特に、省令項目である災害対策、病院事業、地方バス路線対策などのルール分は確実に措置すること。

Ⅲ 地方財政制度の抜本強化

1 地方税体系の充実強化

(1) 国・地方を通じた税体系の見直しに係る国民的議論

- ・地方は国を上回る歳出削減を行ってきたが、行革努力のみでは増大する社会保障関係経費等の行政サービス需要に対応できない状況にあり、根本的な解決のためには国・地方を通じた歳入増加策が不可避である。このため、税制の抜本改革の実現に向け、国民に対し、負担増についても避けることなく議論し、理解を得るべき。

(2) 国と地方の税源配分の見直し

- ・地域主権戦略大綱にもあるとおり、国と地方の役割分担を踏まえ、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方の税財源配分の在り方を見直すべき。

(3) 所得・消費・資産のバランスがとれた税体系の構築

- ・財政健全化と地方の安定的な財政運営に向け、所得・消費・資産課税の税収バランスがとれた税制の抜本的改革に着手すべき。

(4) 消費税率の引上げに合わせた地方消費税の拡充

- ・社会保障など地方行政を安定的に運営するため、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築するため、消費税率の引上げに合わせて地方消費税の拡充を図るべき。

2 地方共有税の早期具体化

- ・国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」の具体化を図るべき。